

上川町の給与・定員管理等について

1 総括

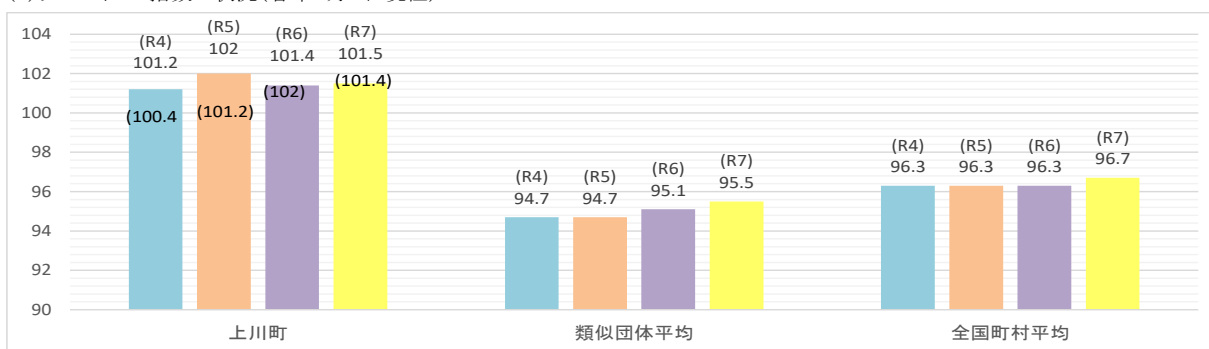
区分	住民基本台帳人口 令和7年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率*
令和6年度	3,085 人	6,156,402千円	274,862千円	1,007,115千円	16.4 %	17.0 %

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	参考 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	93 人	343,321千円	66,171千円	139,942千円	549,434千円	5,908 千円	5,693 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 〇書き数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(※) 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- ③の理由について・・・経験年数階層内での職員変動によるため。
 ③の改善について・・・今後の新規採用においては、計画的な採用を行い適正な定員管理に努める。

(4) 給与改定の状況

- ①月例給 人事院勧告どおり
- ②特別給 人事院勧告どおり

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

実施

(実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級の初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 東京都特別区において国基準20%に準じ、上川町20%の支給割合としている。

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
上川町	38.6 歳	314,300 円	374,089 円
			352,493 円
道	42.4 歳	327,900 円	397,258 円
			371,498 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円
類似団体	41.3 歳	309,914 円	360,723 円
			341,455 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		上川町	道	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円

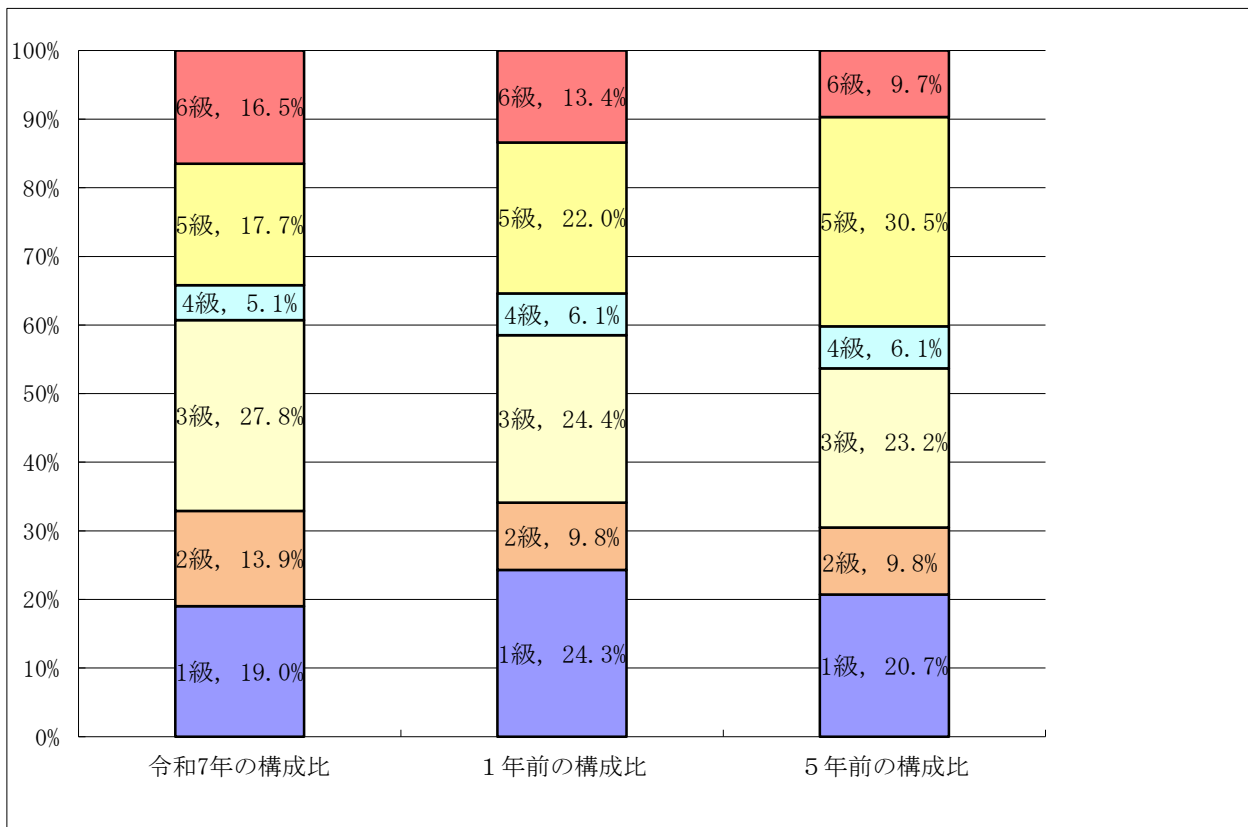
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	288,500 円	360,800 円	387,200 円	395,500 円
	高校卒	257,400 円	313,000 円	360,800 円	387,200 円

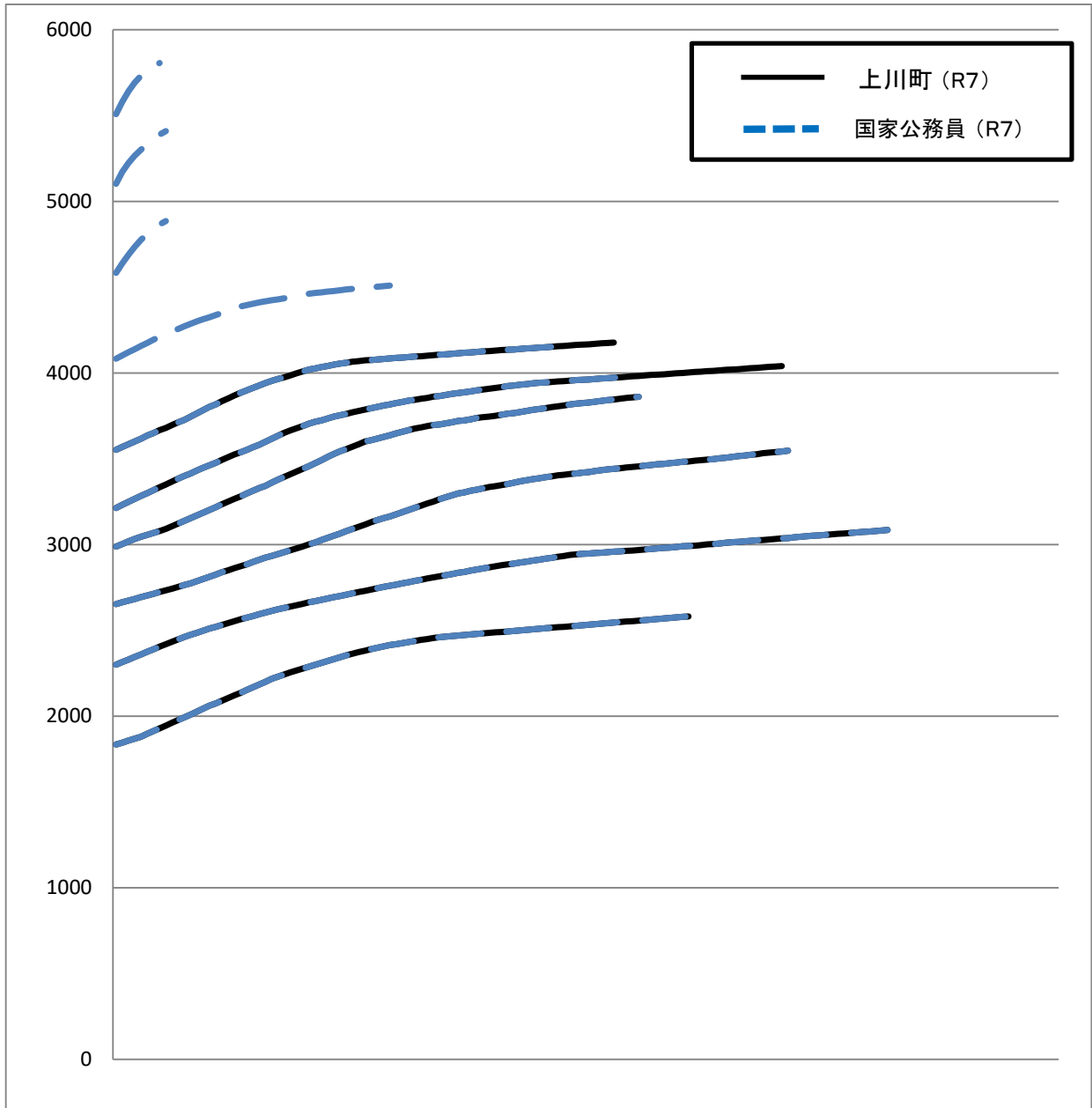
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事・技師	15人	19.00%	183,500円	258,100円
2級	主事・技師・主任	11人	13.90%	230,000円	305,200円
3級	主任・主査	22人	27.80%	265,300円	354,700円
4級	主査・副主幹・課長補佐	4人	5.10%	298,800円	386,100円
5級	副主幹・課長補佐・課長	14人	17.70%	321,300円	404,000円
6級	課長	13人	16.50%	355,200円	417,700円



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3)昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

上 川 町	道	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,568 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,789 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4) 月分 (1) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4) 月分 (1) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4) 月分 (1) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 6%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

上 川 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
(退職時特別昇給)	無)				
1人当たり平均支給額	12,328 千円				

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		6千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		1千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		5.8%
手当の種類(手当数)		8
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
危険手当	伝染病防疫救済に従事する職員	日額 500 円
	家畜伝染病予防業務に従事する職員	日額 500 円
不快手当	行路病人及び行路死亡人を所定の施設に収容する職員	1体 1,000 円
	火葬場に勤務する職員	1体 1,000 円
医療従事手当	放射線取扱技術職員及びその補助職員	月額 5,000 円
	病理細菌検査及び試験検査に従事する職員	月額 5,000 円
	正規の勤務時間として深夜に看護業務に従事する看護師等	1回 7,300 円
	救急医療業務に従事するため、正規の勤務時間以外に待機を命じられた看護師	1回 1,000 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	36,131 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	452千円
支給実績(令和5年度決算)	36,490 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	410千円

(5)その他の手当

(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・子:11500円 ・配偶者:3,000円 ・子以外の扶養親族:6,500円 ・満16歳から満22歳までの子:5,000円 加算	同	同	8,736千円	223,987円
住居手当	・自宅の場合:7,000円(世帯主) ・借家の場合:(家賃12,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	異	国は、自宅に係る住居手当無し。借家について家賃月額16千円超えから対象、支給上限28千円	13,251千円	172,086円
通勤手当	・交通機関を利用する場合:月額55,000円を限度として、6か月を超えない期間で低廉な定期券の価格を一括支給 ・乗用車等を使用する場合:使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同	同	665千円	132,866円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員に支給 課長職等 月額45,000円 課長補佐職等 月額34,000円	異	国は、支給額について俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分で定められた額を支給	9,244千円	462,193円
寒冷地手当	世帯区分に応じて支給 扶養親族のある世帯主 147,000円 扶養親族のない世帯主 81,000円 その他の職員 57,500円	同	同	9,623千円	104,592円
管理職特別勤務手当	・管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営必要により週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給 課長職等 休日7,000円/回 平日深夜6,000円/回 課長補佐職等 休日6,000円/回 平日深夜5,000円/回 休日で6時間を超える場合は150/100を乗じて得た額	異	国は、支給額について俸給の特別調整額の区分等に応じ支給	208千円	23,111円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日)

5 特別職の報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	町長	745,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 814,000円 / 457,500円
	副町長	613,000円	651,000円 / 440,000円
報酬	議長	278,000円	360,000円 / 171,000円
	副議長	232,000円	320,000円 / 142,000円
	議員	200,000円	300,000円 / 121,000円
期末手当	町長 副町長	(令和6年度支給割合) 4.6月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.6月分	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5.126	(1期の手当額) 1,528万円 (支給時期) 任期毎に支給
	副町長	給料月額×在職年数×3.234	793万円 任期毎に支給
寒冷地手当	町長・副町長	一般職と同様に支給	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

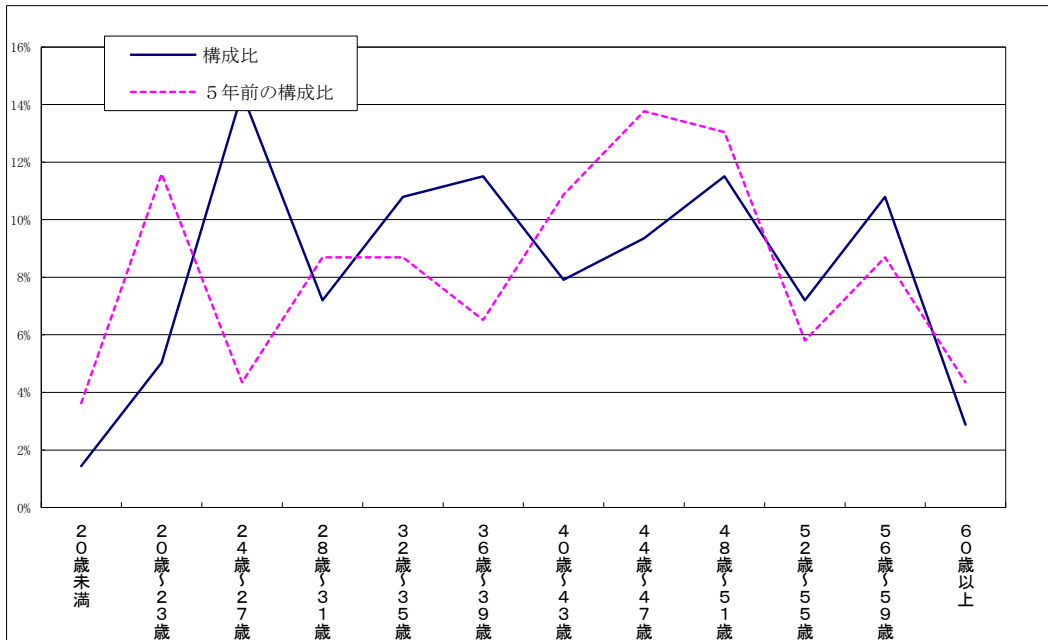
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和7年度	令和6年度		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2	0	
	総務	24	24	0	
	税務	3	4	-1	業務見直しに伴う減
	労働	0	0	0	
	農林水産	8	9	-1	業務見直しに伴う減
	商工	10	10	0	
	土木	9	9	0	
	民生	23	17	6	認定こども園設置に伴う増
	衛生	8	9	-1	業務見直しに伴う減
	小計	87	84	3	<参考> 人口1万当たり職員数 282.01人 (類似団体の人口1万当たり職員数 227.58人)
教育部門	11	9	2	退職に伴う不補充	
小 計	98	93	5	<参考> 人口1万当たり職員数 317.67人 (類似団体の人口1万当たり職員数 265.35人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	20	22	-2	介護医療院(その他部門)へ異動等
	水道	3	2	1	水道への人員配置に伴う増
	下水道	3	3	0	
	その他	15	14	1	介護医療院看護師の増
小 計	41	41	0		
合 計	139 [200]	134 [200]	5	<参考> 人口1万当たり職員数 450.57人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	7人	20人	10人	15人	16人	11人	13人	16人	10人	15人	4人	139人

5年前	5人	16人	6人	12人	12人	9人	15人	19人	18人	8人	12人	6人	138人
-----	----	-----	----	-----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	----	------

(3) 職員数の推移(令和7年4月1日現在)

(単位:人)

部門別	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		88	87	85	86	84	87	98.9%
教育		9	10	9	10	9	11	122.2%
普通会計計		97	97	94	96	93	98	101.0%
公営企業等会計		41	39	39	40	41	41	100.0%
総合計		138	136	133	136	134	139	100.7%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)
					5年度の総費用に占める職員給与費比率
令和6年度	152,030千円	32,935千円	17,388千円	11.4%	13.3%

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	3人	10,195千円	508千円	3,749千円	14,452千円	4,817千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上川町	37.5 歳	308,409 円	499,469 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
町水道事業	36.7 歳	310,083 円	448,750 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上川町		水道事業	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,568 千円		1,250 千円	
(支給割合)		(支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.4) 月分	(1) 月分	(1.4) 月分	(1) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算6%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算6%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当

(令和7年4月1日現在)

上川町			水道事業		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額		12,328 千円	1人当たり平均支給額		-

ウ 特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0.0%	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価	
危険手当	伝染病防疫救済に従事する職員	日額	500 円
	家畜伝染病予防業務に従事する職員	日額	500 円
不快手当	行路病人及び行路死亡人を所定の施設に収容する職員	1体	1,000 円
	火葬場に勤務する職員	1体	1,000 円
医療従事手当	放射線取扱技術職員及びその補助職員	月額	5,000 円
	病理細菌検査及び試験検査に従事する職員	月額	5,000 円
	正規の勤務時間として深夜に看護業務に従事する看護師等	1回	7,300 円
	救急医療業務に従事するため、正規の勤務時間以外に待機を命じられた看護師	1回	1,000 円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	56千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	19千円
支給実績(令和5年度決算)	203千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	68千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当

(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	・子:11,500円 ・配偶者:3,000円 ・子以外の扶養親族:6,500円 ・満16歳から満22歳までの子:5,000円加算	同	同	78千円	78,000 円
住居手当	・自宅の場合:7,000円(世帯主) ・借家の場合:(家賃12,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同	同	125千円	125,000 円
通勤手当	・交通機関を利用する場合:月額55,000円を限度として、6か月を超えない期間で低廉な定期券の価格を一括支給 ・乗用車等を使用する場合:使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同	同	20千円	0 円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員に支給 課長職等 月額45,000円 課長補佐職等 月額34,000円	同	同	0千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分に応じて支給 扶養親族のある世帯主 147,000円 扶養親族のない世帯主 81,000円 その他の職員 57,500円	同	同	228千円	76,000 円
管理職特別勤務手当	・管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営必要により週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給 課長職等 休日7,000円/回 平日深夜6,000円/回 課長補佐職等 休日6,000円/回 平日深夜5,000円/回 休日で6時間を超える場合は150/100を乗じて得た額	同	同	0千円	0 円

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)
					5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	269,230千円	31,196千円	18,408千円	6.8%	3.9%

区分	職員数 A	給与費 B				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
令和6年度	3人	10,175千円	1,130千円	4,176千円	15,481千円	5,160千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上川町	37.5 歳	308,409 円	499,469 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
町水道事業	45.3 歳	285,611 円	406,306 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上川町			下水道事業		
1人当たり平均支給額(令和6年度)			1人当たり平均支給額(令和6年度)		
1,568 千円			1,392 千円		
(支給割合)			(支給割合)		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
2.50 月分		2.10 月分	2.50 月分		2.10 月分
(1.4) 月分		(1) 月分	(1.4) 月分		(1) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算6%~15%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算6%~15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当

(令和7年4月1日現在)

上川町			下水道事業		
(支給率)			(支給率)		
自己都合		応募認定・定年	自己都合		勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
12,328 千円			-		

ウ 特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0.0%	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価	
危険手当	伝染病防疫救済に従事する職員	日額	500 円
	家畜伝染病予防業務に従事する職員	日額	500 円
不快手当	行路病人及び行路死亡人を所定の施設に収容する職員	1体	1,000 円
	火葬場に勤務する職員	1体	1,000 円
医療従事手当	放射線取扱技術職員及びその補助職員	月額	5,000 円
	病理細菌検査及び試験検査に従事する職員	月額	5,000 円
	正規の勤務時間として深夜に看護業務に従事する看護師等	1回	7,300 円
	救急医療業務に従事するため、正規の勤務時間以外に待機を命じられた看護師	1回	1,000 円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	104千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	35千円
支給実績(令和5年度決算)	101千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	51千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当

(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・子:11500円 ・配偶者:3,000円 ・子以外の扶養親族:6,500円 ・満16歳から満22歳までの子:5,000円加算	同	同	240千円	240,000 円
住居手当	・自宅の場合:7,000円(世帯主) ・借家の場合:(家賃12,000円を超える場合に限る)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同	同	84千円	84,000 円
通勤手当	・交通機関を利用する場合:月額55,000円を限度として、6か月を超えない期間で低廉な定期券の価格を一括支給 ・乗用車等を使用する場合:使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同	同	0千円	0 円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員に支給 課長職等 月額45,000円 課長補佐職等 月額34,000円	同	同	0千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分に応じて支給 扶養親族のある世帯主 147,000円 扶養親族のない世帯主 81,000円 その他の職員 57,500円	同	同	228千円	114,000 円
管理職特別勤務手当	・管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営必要により週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給 課長職等 休日7,000円/回 平日深夜6,000円/回 課長補佐職等 休日6,000円/回 平日深夜5,000円/回 休日で6時間を超える場合は150/100を乗じて得た額	同	同	0千円	0 円